

議員提出議案第13号

平成17年度地方交付税所要総額の確保に関する意見書

このことについて、下記のとおり、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、経済財政政策担当大臣、衆議院議長、参議院議長に意見書を提出する。

平成16年12月17日

提出者	三朝町議会議員	山田道治
賛成者	三朝町議会議員	松村修
賛成者	三朝町議会議員	小椋昭一
賛成者	三朝町議会議員	岡本岩夫
賛成者	三朝町議会議員	杉原憲靖
賛成者	三朝町議会議員	遠藤勝太郎
賛成者	三朝町議会議員	牧田武文

平成16年12月17日原案可決

三朝町議会議長 藤井 享

平成17年度地方交付税所要総額の確保に関する意見書

「三位一体の改革」は、真の地方分権の確立に向けた改革であり、地方公共団体が自主的・自立的な財政運営を行なえるようにするための改革である。

「三位一体の改革」に係る政府・与党合意は、地方交付税の改革として、「平成17年度、平成18年度は、地域において必要な行政課題については、適切に財源措置を行なうなど、「基本方針2004」を遵守することとし、地方団体の安定的な財政運営に必要な地方交付税、地方税などの一般財源の総額を確保する」と明記している。

また、「基本方針2004」は、「財政力の弱い団体においては、税源移譲額が国庫補助負担金の廃止、縮減に伴い財源措置すべき額に満たない場合があることから、実態を踏まえつつ、地方交付税の算定などを通じて適切に対応する」と明記しているところである。これは平成16年度の地方交付税について理不尽にも大幅な削減が行なわれ、我々の国に対する信頼関係を損ねたことの反省に立って、明記させたものと理解している。